

掲載内容

（目次：第2編の続き）

第4章 寄与分・特別受益に関する条項

- ◆138 寄与分があつたことを確認する条項
- ◆139 特別受益があつたことを確認する条項
- ◆140 特別受益の持戻免除に関する条項
- ◆141 超過特別受益がある場合の条項

第5章 遺産分割協議のやり直しに関する条項

- ◆142 遺産分割協議のやり直しをする場合の条項

第6章 その他の条項

第1 遺言の効力に関する条項

- ◆143 遺言が無効であることを確認する場合の条項

第2 数次相続に関する条項

- ◆144 数次相続一般に関する条項

第3 相続税の納付に関する条項

- ◆145 相続税に関する条項

第4 一部分割に関する条項

- ◆146 一部分割に関する条項

第5 遺産から生じた果実・債務に関する条項

- ◆147 遺産から生じた果実に関する条項
- ◆148 債務に関する条項

組見本 (B5判・小)

第1章 第1 包括的死因贈与に関する条項

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。
- ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

第1章 死因贈与に関する条項

第1 包括的死因贈与に関する条項

◆149 死亡により包括的に贈与する条項

条項例 1 死亡により一切の財産を相続人に合

第〇条 贈与者Aは、Aの有する一切の財産を、妻である受贈者〇〇月〇〇日生)に対し贈与することを約し、Bはこれを受諾。前条の贈与は、Aの死亡によって効力を生じ、かつこれ切の権利が当然にBに移転する。

ポイント 贈与者の全財産を包括的に受贈者に死因贈与す。

1 死因贈与契約とは

死因贈与は、贈与者の生前に受贈者と契約を締結し、贈与者の死生する贈与契約です。贈与者の死亡によって効力を生ずる点では遺から、死因贈与の効力については、「その性質に反しない限り、遺贈用」されます(民554)。例えば、効力発生時期に関する民法985条、受請求・果実の取得に関する民法991条、992条、遺贈義務による費用する民法993条、遺贈の無効又は失效の場合に関する民法995条、遺する民法999条、1001条、負担付遺贈に関する民法1002条1項、1003

第1章 第1 包括的死因贈与に関する条項

○死因贈与の方式に関しては、遺言の方式に関する規定の適用はないと判断された事例(最高裁判昭32・5・21判タ73・51)

○地方法73条の第1号の「遺贈」に死因贈与は含まれないと判断された事例(仙台高判平2・12・25判時1397・15)

条項例 3 死亡により特定の財産を除く一切の財産を相続人に贈与する場合

第〇条 贈与者Aは、下記財産を除くAの有する一切の財産を、贈与者の長男である受贈者B(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)に対し贈与することを約し、Bはこれを受諾した。

記

(贈与しない財産)

- 預金 C銀行D支店 普通預金 口座番号 〇〇〇〇〇〇〇
- 土地 所在 〇〇市〇〇町〇〇丁目

遺産を円滑に承継するための
あらゆる条項例がこの一冊に! —

遺言書・遺産分割協議書等 条項例集

すいせん 東京弁護士会
会長 小林 元治

編集 東京弁護士会 法友会



(多種多様な条項例が満載!)

遺言書・遺産分割協議書・贈与契約書について、多様なニーズに対応した600余の条項例を掲載しています。

(条項例ごとに法務・税務を解説!)

条項例ごとにその目的や効果、作成上のポイントなどについて解説したうえ、適宜「税務アドバイス」を掲げています。

(信頼できる確かな内容!)

東京弁護士会 法友会に所属する精鋭が、豊富な知識と経験をもとに編集・執筆した確かな内容です。

追録購読者特典 電子書籍版を無料で利用できます。

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

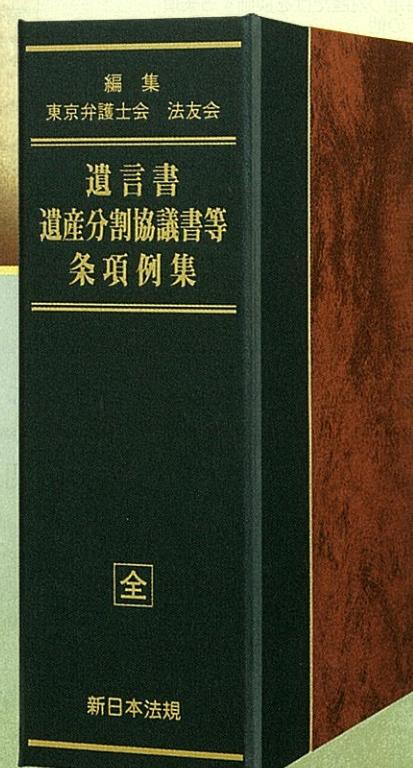
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,150頁
定価 11,000円(本体10,000円) 送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●パインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)



掲載内容

第1編 遺言書

第1章 相続に関する条項

第1 相続させる旨の遺言に関する条項

【1】特定財産の相続(不動産)

◆1 土地の相続に関する条項

◆2 第三者所有建物が建つ土地の相続に関する条項

◆3 土地の共有持分の相続に関する条項

◆4 土地区画整理区域内の不動産の相続に関する条項

◆5 建物の相続に関する条項

◆6 立木の相続に関する条項

【2】特定財産の相続(動産・債権等)

◆7 動産の相続に関する条項

◆8 株式・有価証券の相続に関する条項

◆9 知的財産権の相続に関する条項

◆10 債権の相続に関する条項

◆11 賃借権の相続に関する条項

◆12 年金・保険金・還付金等の相続に関する条項

【3】財産の包括的な相続

◆13 全ての財産を相続させる条項

◆14 特定の財産を除いた全ての財産を相続させる条項

【4】清算型の相続

◆15 全ての財産を換価して相続させる条項

◆16 特定の財産を除く全ての財産を換価して相続させる条項

◆17 特定の財産だけを換価する条項

◆18 その他

【5】胎児への相続

◆19 胎児に相続させる条項

第2 相続分割合の指定に関する条項

◆20 共同相続人全ての相続分を定める条項

◆21 共同相続人一部の者のみ相続分を定める条項

◆22 相続分の指定を第三者に委託する条項

第3 遺産分割方法の指定に関する条項

◆23 現物分割を指定する条項

◆24 代償分割を指定する条項

◆25 換価分割を指定する条項

◆26 相続人間で共有させる条項

◆27 分割方法の指定を委託する条項

◆28 遺産分割禁止に関する条項

第4 共同相続人間の担保責任の減免・加重に関する条項

◆29 担保責任の内容・責任の範囲の変更に関する条項

◆30 債務者の資力を探査する条項

◆31 無資力者の担保責任の分担に関する条項

第5 特別受益と特別受益の持戻免除に関する条項

◆32 特別受益を考慮して遺言を作成したことを確認する条項(付言事項)

第6 相続人の廃除・廃除の取消しに関する条項

◆33 推定相続人の廃除に関する条項

◆34 推定相続人の廃除に条件を付す条項

◆35 推定相続人の廃除を取り消す条項

第7 遺留分減殺請求に関する条項

◆36 遺留分減殺請求の不行使(放棄)を求める定めを置く条項

◆37 遺留分減殺請求の相手方を指定する条項

◆38 遺留分減殺請求の対象財産を指定する条項

◆39 遺留分減殺請求の相手方と対象財産を指定する条項

◆40 遺留分減殺の割合を指定する条項

◆41 対象財産の順序と遺留分減殺の割合を指定する条項

第8 事業承継に関する条項

◆42 株式の承継に関する条項

◆43 持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社)の持分の承継に関する条項

◆44 株式・持分以外の事業用財産の承継に関する条項

◆45 負債の承継を負担とする条項

◆46 遺留分対策に関する条項

第2章 財産の処分に関する条項

第1 遺贈に関する条項

【1】特定遺贈(不動産)

◆47 土地の遺贈に関する条項

◆48 第三者所有建物が建つ土地の遺贈に関する条項

◆49 土地の共有持分の遺贈に関する条項

◆50 土地区画整理区域内の不動産の遺贈に関する条項

◆51 建物の遺贈に関する条項

◆52 立木の遺贈に関する条項

【2】特定遺贈(動産・債権等)

◆53 動産の遺贈に関する条項

◆54 株式・有価証券の遺贈に関する条項

◆55 知的財産権の遺贈に関する条項

◆56 債権の遺贈に関する条項

◆57 賃借権の遺贈に関する条項

◆58 保険金・還付金等の遺贈に関する条項

【3】包括型遺贈

◆59 全ての財産を遺贈する条項

◆60 割合を示して遺贈する条項

【4】清算型遺贈

◆61 全ての財産を換価して遺贈する条項

◆62 特定の財産を除く全ての財産を換価して遺贈する条項

◆63 特定の財産だけを換価して遺贈する条項

◆64 その他

【5】始期付遺贈・終期付遺贈

◆65 始期と終期を付して遺贈を行う条項

【6】停止条件付遺贈・解除条件付遺贈

◆66 停止条件付遺贈を行う条項

◆67 解除条件付遺贈を行う条項

【7】負担付遺贈

◆68 受贈者が義務を負わせて遺贈する場合

【8】胎児を受贈者とする遺贈

◆69 胎児を受贈者として遺贈する場合の条項

第2 一般財団法人の設立に関する条項

◆70 一般財団法人の設立に関する条項

第3 信託に関する条項

第2章 遺言の撤回・変更に関する条項

第1 遺言に関する条項

◆71 信託に関する基本的な条項

◆72 信託監督人等を置く条項

◆73 受益者指定権等(信託法89条)を遺言で行使する場合の条項

◆74 遺言信託において委託者の地位を承継させる場合の条項(信託法147条ただし書)

◆75 遺言代用信託を活用する場合の条項

第4 公私の法人・団体に対する寄附に関する条項

◆76 公益社団法人・公益財団法人に寄附する場合の条項

◆77 社会に寄附する場合の条項

◆78 その他の法人に寄附する場合の条項

◆79 法人格なき社団(団体)に寄附する場合の条項

第5 事業承継に関する条項

◆80 株式の承継に関する条項

第3章 遺言執行に関する条項

第1 遺言の名義と範囲に関する条項

◆95 被相続人名義での財産が生前贈与されたことを確認する条項

◆96 被相続人名義でない財産の取扱いに関する条項

◆97 相続開始前の使途不明金の取決めをする条項

◆98 遺産分割時に判明していない財産の取決めをする条項

第2 相続人の範囲に関する条項

◆99 相続人の範囲に関する条項

◆100 裏の上からの養子であり相続人であることを確認する条項

第3章 遺産分割の方法・財産に関する条項

第1 現物分割に関する条項

◆101 不動産(及び共有持分)に関する条項

◆102 動産に関する条項

◆103 有価証券に関する条項

◆104 可分債権に関する条項

◆105 土地賃借権に関する条項

◆106 知的財産権に関する条項

第2 代償分割に関する条項

◆107 不動産を代償分割する条項

◆108 土地賃借権を代償分割する条項

◆109 自動車を代償分割する条項

第3章 祭祀承継に関する条項

第1 祭祀の撤回に関する条項

◆110 株式を代償分割する条項

◆111 知的財産権を代償分割する条項

◆112 不動産の支払方法に関する条項

◆113 土地賃借権の支払時期に関する条項

◆114 不動産の支払を確保するための条項

◆115 不動産の支払に代えて相続人の固有財産を提供する条項

第2 消滅財産の分割に関する条項

◆116 一切の財産を換価して分割する条項

◆117 不動産を換価して分割する条項

◆118 動産を換価して分割する条項

◆119 有価証券を換価して分割する条項

◆120 土地賃借権を換価して分割する場合

◆121 知的財産権に関する条項

第3 共有分割に関する条項

(共有取得による分割)

◆122 一切の財産を共有分割する条項

◆123 不動産のみを共有分割する条項

◆124 土地賃借権のみを共有分割する条項

◆125 知的財産権のみを共有分割する条項

第4 共有分割に関する条項

◆126 金銭債務の負担に関する条項

◆127 住宅ローンの承継に関する条項

◆128 運送保証債務の相続に関する条項

◆129 損害賠償債務の相続に関する条項

第5 その他の条項

◆130 祭祀財産に関する条項

◆131 遺骨に関する条項

◆132 葬式費用に関する条項

第6 章 事業承継に関する条項

◆133 遺産の名義と範囲に関する条項

◆134 株式の承継に関する条項

◆135 持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社)の持分の承継に関する条項

◆136 株式・持分以外の事業用財産の承継に関する条項

◆137 負債の承継を負担とする条項

(続く)....

組見本
(B5判縮小)

第1章 第1 相続させる旨の遺言に関する条項

条項例 5 農地を相続させる場合

第〇条 遺言者は、遺言者が所有する下記の土地を、遺言者の妻A(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)に相続させる。

記

所 在 ○○市○○町○○丁目

地 番 ○○番○○

地 目 宅地

地 積 ○○. ○○平方メートル

別紙 [省略]

ポイント 一筆の土地を分筆して相続させる場合、遺言書を作成する筆して登記を済ませば、「一筆の土地を相続させる場合」

所在、地番、地目及び地積を記載することで目的物を特定できます。

しかし、生前に土地を分筆して登記を済ませると、相